

令和7年度

戸田市立戸田第一小学校 P T A 総会資料



書面総会開催期間 令和7年5月9日(金)～5月13日(火)

総会資料 目次

1. 会長挨拶
2. 新旧 P T A 組織図
3. 議事
 - (1)令和6年度 PTA 活動報告(執行部・子ども会)
 - (2)令和7年度 PTA 活動予定(PTA 本部・子ども会)
 - (3)令和6年度 PTA 会計決算報告
令和6年度 PTA 会計監査報告
 - (4)令和7年度 PTA 会計予算案
 - (5)令和7年度 会長・副会長・会計・会計監査選考について
4. 会則
5. 議案 〈戸田第一小学校 PTA 会則改定について〉
 - 資料1 会則新旧比較
 - 資料2 会則改定案
 - 資料3 細則案
 - 資料4 個人情報保護規定案
6. 家庭教育宣言

令和6年度戸田第一小学校 PTA 会長挨拶

令和6年度の会長を務めさせていただきました中村です。様々な方々に助けられ、1年を迎えることができました。

活動面では保護者や教職員の会員の皆様、初年度のPTAメインサポーターに手を挙げていただいた皆様、そして運営面では多大なるご支援をいただいた運営チームの皆様にご心より感謝申し上げます。

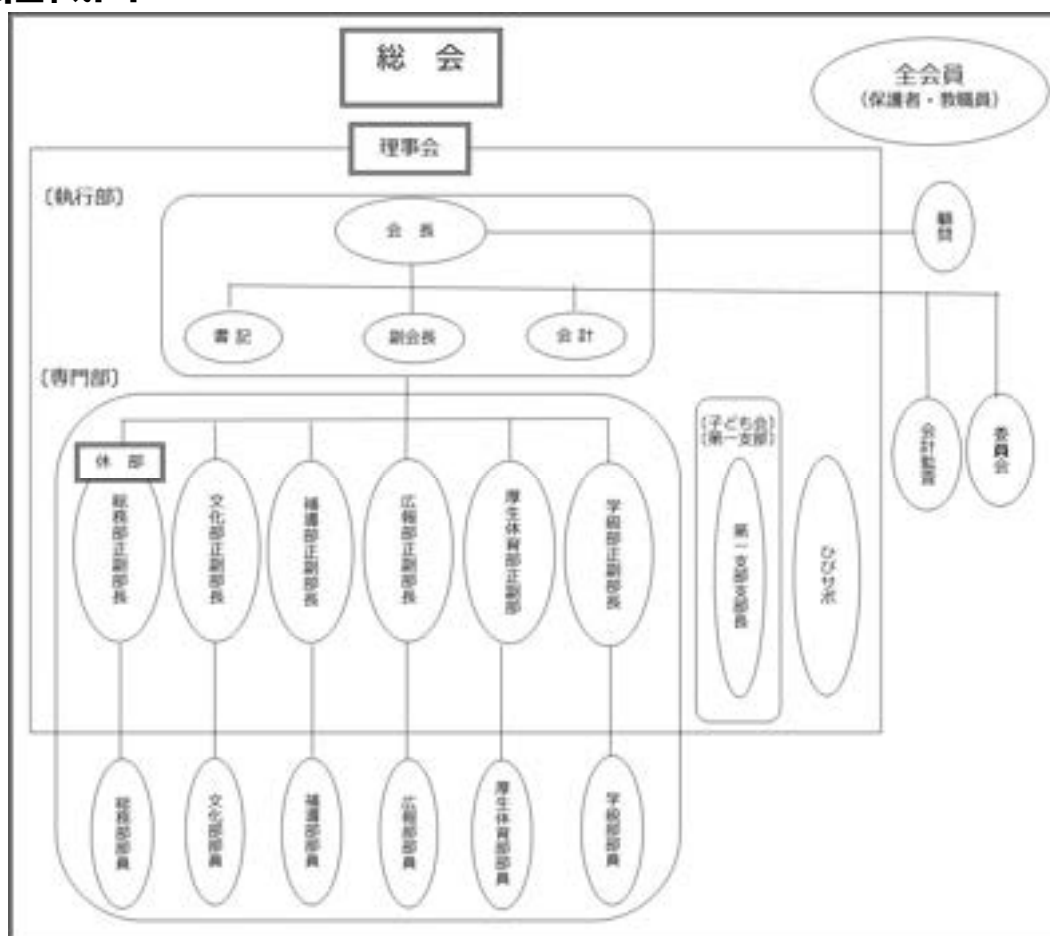
私は、戸一小のPTAに関わってきて、保護者が子どもを思う気持ちや、教育者としての先生方の熱い思い、また地域の方々の子どもたちを見守る優しい気持ちなど、本当に多くの温かさを目の当たりにしてきました。

戸一小PTAは、このような気持ちを大切に保護者と先生が意見を交わしていくことで、意義ある活動をさらに発展させることができると思います。

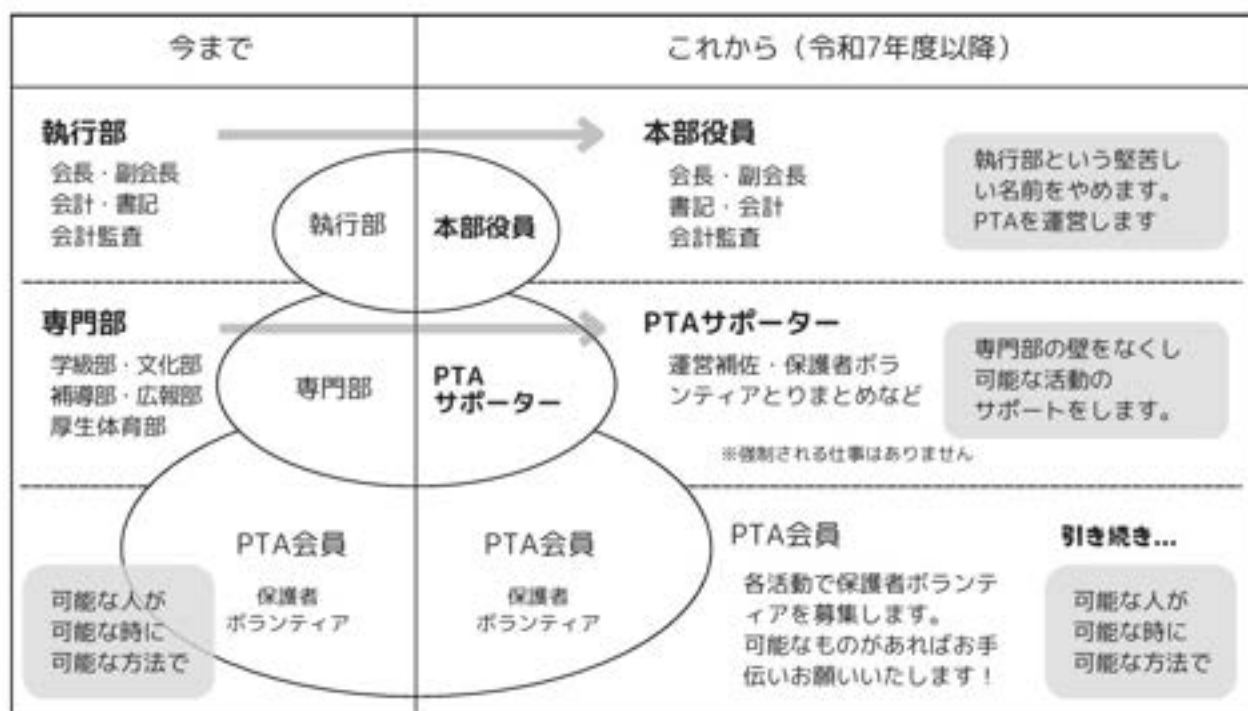
今後も皆様にご協力いただきながら子どもたちのために想った活動を続けていきたいと考えています。会員の皆様におかれましては引き続き戸一小PTAへのご協力をよろしくお願いいたします。

令和6年度 戸田第一小学校 PTA 会長

旧組織図



新体制 専門部→PTAサポーターへ



令和6年度活動報告

PTA活動方針

子供達を応援し、大人が楽しいと思える活動をしていく。

活動を通じて保護者の皆さんに学校のことを分かってもらえる機会とする。

気軽に参加できるボランティアとして広めていく。

年	月	日	活動内容
R6	4	7	入学式フォトスポット設置
		10	一斉下校サポート
		11～16	1年生下校サポート
		17～30	給食サポート
			おやじの会立ち上げ
	5	2～8	書面総会
		25	ダンスフェスティバルIDチェック(おやじの会)
			リユース会
		30	広報誌 職員紹介号
		31～6/14	体力テストサポート
	6	30	こども護身術体験講座
	7	16	Di-spo
	8	23	スクールガードリーダー研修
		26	一斉下校サポート
	9	3	給食試食会
	10	16	前期PTAニュース
		18	就学前健診お手伝い
	11	9	音楽会お手伝い
	12	3	クリスマス壁面アート
		15	手作り望遠鏡講座
		25～27	業者によるトイレ清掃
R7	1	28	スポーツ大会お手伝い
	3	24	卒業式フォトスポット設置
		年4回	サポーターミーティング
		不定期	ハッピーパンダマン作成
		不定期	アンケート
		毎月最終木曜日	上履きを洗う会
		4か月ごと	登校見守り担当表作成

令和6年度 子ども会活動報告

子ども会全体活動(戸子連・第一支部)	
4月	戸子連新旧理事会、第一支部総会
5月	戸子連総会、常任理事会、戸一サポーターミーティング
6月	戸子連理事会、常任理事会、戸子連育成者研修会
7月	常任理事会、リーダー・Jrリーダー研修会
9月	常任理事会、リーダー研修会、理事会 戸一サポーターミーティング、第一支部行事
10月	リーダー研修会、戸田市青少年まつり、市民体育祭
11月	戸子連支部親睦会、リーダー・Jrリーダー研修会 スポーツ大会
12月	戸一サポーターミーティング、郷土かるた練習会
1月	理事会・常任理事会、リーダー研修会、 第一支部かるた練習会、
2月	彩の国21世紀郷土かるた市大会、リーダー研修会 新入学児童保護者説明資料配布物、とだハピ祭り
3月	彩の国21世紀郷土かるた県大会(越谷市) 戸一サポーターミーティング、三市青少年の船

東町子ども会	
4月	公園掃除
5月	新入生歓迎会
6月	公園掃除
7月	東町公園プール掃除、東町夏祭り、ラジオ体操 東町会館お泊り会
8月	公園掃除
10月	公園掃除
12月	公園掃除、クリスマス会
2月	公園掃除
3月	進級・卒業おめでとう会

後谷子ども会	
4月	後谷子ども会総会
5月	サンクスフェスティバル(キッズフリマ)
6月	新入生歓迎会
7月	夏祭り
8月	ラジオ体操、まごころ子ども塾(えスポーツを楽しもう)
9月	戸田朝市(朝市縁日)
12月	カルタ練習会
3月	卒業・進級を祝う会(ビンゴ大会)

鍛冶谷子ども会	
4月	新入生歓迎(バーベキュー)
6月	かじや花壇 植え替え
7月	氷川神社お神輿 プール掃除 お泊まり会
8月	ちびっこプール ラジオ体操
9月	カジフェス
11月	ディズニーランド
12月	かじや花壇植え替え、鍛冶谷町会館大掃除
1月	新年会
2月	卒業、進級を祝う会(ボーリング大会)
毎月	シャトレゼ前の桜並木通りの掃除 第1,3日曜日

新田口子ども会	
4月	顔合わせ会(会員・保護者)
5月	祭礼
6月	新入生歓迎会
7月	ダンボールキャンプ、盆踊り大会
8月	ラジオ体操
9月	ミニ縁日
10月	ハロウィン
12月	クリスマス会
1月	もちつき
3月	卒業・進級を祝う会、総会
随時	役員会

元蕨子ども会	
4月	イースター/入学・進級を祝う会、役員会
5月	新会員歓迎の記念品贈呈
6月	かるた練習会&ゲーム大会、役員会
7月	元蕨町会夏祭り(雨天により子ども神輿のみ中止) ラジオ体操、ロックソーラン節練習 ちびっこプール、役員会 ふるさと祭り(悪天候により中止)
10月	役員会
12月	クリスマス会、餅つき大会
1月	役員会
3月	卒業・進級祝い品贈呈、元蕨子ども会総会

※各町会・戸子連理事会、常任理事会参加

令和7年度活動計画案

- 4月 一斉下校サポート
1年生下校サポート
1年生給食サポート
入学式フォトスポット設置
- 5月 PTA書面総会
広報誌さくら草 教職員紹介号作成・発行
運動会お手伝い
- 6月 体力測定サポート
- 9月 給食試食会
前期学級監査
- 11月 音楽会お手伝い
- 12月 クリスマス壁面アート
- 3月 卒業式フォトスポット設置
後期学級監査

その他活動

学校との情報共有・会員への情報発信
PTA予算管理 PTA総会開催
サポーターミーティング(年3回)
登校見守り当番表作成
スクールガードリーダー研修参加
学校保健委員会
トイレ清掃
講座企画
おやじの会企画

令和7年度 子ども会活動計画(案)

子ども会全体活動(戸子連・第一支部)	
4月	戸子連新旧理事会、第一支部総会 新入学児童保護者への入会PR
5月	戸子連総会、常任理事会、戸一小サポーターミーティング
6月	戸子連常任理事会、理事会、戸子連育成者研修会
7月	常任理事会、リーダー・Jrリーダー研修会
8月	リーダー研修会、ふるさと祭り
9月	常任理事会、理事会、リーダー研修会、 戸一小サポーターミーティング、第一支部行事
10月	リーダー研修会、戸田市青少年まつり、市民体育祭
11月	戸子連支部親睦会、リーダー・Jrリーダー研修会 スポーツ大会練習会、スポーツ大会
12月	郷土かるた練習会
1月	理事会・常任理事会、リーダー研修会、 第一支部かるた練習会
2月	彩の国21世紀郷土かるた市大会、とだハビ祭り 新入学児童保護者説明会or資料配布
3月	戸一小サポーターミーティング、三市青少年の船

東町子ども会	
4月	公園掃除
5月	新入生歓迎会
6月	公園掃除
7月	東町公園プール掃除、東町夏祭り、ラジオ体操 東町会館お泊り会
8月	公園掃除
10月	公園掃除
12月	公園掃除、クリスマス会
2月	公園掃除
3月	進級・卒業おめでとう会

後谷子ども会	
4月	後谷子ども会総会
5月	ボートレース戸田サンクスフェスティバル キッズフリマ
6月	新入生歓迎会
7月	夏祭り
8月	ラジオ体操、まごころ子ども塾
12月	カルタ練習会
3月	卒業・進級を祝う会

鍛冶谷子ども会	
5月	新入生歓迎(バーベキュー)
6月	かじや花壇 植え替え
7月	夏祭り、鍛冶谷会館お泊り会(仮)
8月	プール ラジオ体操
11月	お楽しみ遠足(仮)
12月	クリスマス会・もちつき(町会合同)、 かじや花壇植え替え、鍛冶谷町会館大掃除
1月	新年会
3月	卒業、進級を祝う会(ボーリング大会) 定期総会

新田口子ども会	
4月	春祭り(お花見会)
5月	祭礼
6月	新入生歓迎会
7月	ダンボールキャンプ、盆踊り大会
8月	ラジオ体操
10月	ハロウィン
12月	クリスマス会
1月	もちつき
3月	卒業・進級を祝う会、総会

元蕨子ども会	
4月	イースター/入学・進級を祝う会(OYG企画)、役員会
5月	新会員歓迎の記念品贈呈、役員会
6月	田植え(OYG企画)、かるた練習会&ゲーム大会、役員会
7月	元蕨町会夏祭り(7/19、20)、ラジオ体操 夏休みまごころ子ども塾、ちびっこプール ロックソーラン節練習、役員会
8月	元蕨町会盆踊り(8/5、6)、ちびっこプール OYG企画(ふるさと祭り)、役員会
10月	ハロウィン(OYG企画)、稲刈り(OYG企画)、役員会
11月	OYG企画、役員会
12月	クリスマス会、OYG企画、餅つき大会(12/14)、役員会
1月	OYG企画、役員会
	役員会、元蕨子供会総会

※各町会・戸子連理事会、常任理事会参加

令和6年度 戸田市立戸田第一小学校PTA会計決算書

1. 歳入

△印は予算より減 (単位:円)

項 目	予 算 額	決 算 額	増減(△)額	説 明
会 費	1,574,400	1,597,200	△ 22,800	※2,400円×658件=1,579,200 差引残額18,000円 転入者入金分)
繰 越 金	2,482,415	2,482,415	0	令和5年度より繰越
市 助 成 金	416,480	416,480	0	
預 金 利 子	28	1,752	△ 1,724	利子
雑 収 入	0	16,250	△ 16,250	講座参加費
合 計	4,473,323	4,514,097	△ 40,774	

2. 歳出

△印は予算より増 (単位:円)

項 目	予 算 額	決 算 額	増減(△)額	内 容	
通 営 費	運営委員会費	160,000	196,049	△ 36,049	表彰慶弔費用・スポーツ大会関連費等
	事務費	150,000	85,844	64,156	事務消耗品・印刷用紙代
	通信費	270,000	225,999	44,001	公式ライン通信費・wi-fi使用料
	卒業記念品費	140,000	165,600	△ 25,600	1,150円×卒業生144人
	保健衛生費	150,000	146,115	3,885	消耗品補助・手洗いの消毒費
	負担金	68,792	48,550	20,242	戸田市PTA連合会費等
活 動 費	課外教育活動費	550,000	262,843	287,157	PTA主催、または学校・地域共催事業の費用、文化系講座、給食試食会関連費
	環境整備費	300,000	464,598	△ 164,598	トイレ清掃外注費、式典花苗・アレンジメント代
	児童活動向上費	450,000	0	450,000	
	文化活動費	60,000	4,796	55,204	絵画アート製作費
	広報活動費	150,000	58,956	91,044	職員紹介、さくら草印刷代・Carboプロ使用料
	学級活動費	40,000	0	40,000	
	総務部費	0	0	0	
	補導部費	0	0	0	
	厚生体育部費	0	0	0	
	地区活動助成金	31,600	31,600	0	地区助成金(200円×子ども会人数158人)
	PTA団体傷害保険	83,308	80,358	2,950	PTA保険料
	周年事業積立金	200,000	200,000	0	次年度準備金(口座振替のための予備費含む)
	次年度準備金	1,000,000	0	1,000,000	
	新校舎移転費用	400,000	231,660	168,340	地域連携学習用品等
予 備 費	269,623	0	269,623		
合 計	4,473,323	2,201,968	2,271,355		

3. 歳入歳出差引残額

(単位:円)

歳 入	歳 出	歳入歳出差引残額
4,514,097	2,201,968	2,312,129

歳入歳出差引残額は、令和7年度に繰り越します。

周年事業積立金預金残高 2,682,040円

上記の通り報告致します。

令和7年3月31日

署名捺印省略

上記の通り監査の結果相違ありません。

令和7年度 戸田市立戸田第一小学校PTA会計予算書(案)

1. 歳入

△印は昨年度予算より減 (単位:円)

項 目	予 算 額	昨年度予算額	増減(△)額	会費計算	市助成金
会 費	1,336,000	1,574,400	△ 238,400	家庭数 624	学校割 122,000
繰 越 金	2,312,129	2,482,415	△ 170,286	教職員数 44	児童割 360
市 助 成 金	412,160	416,480	△ 4,320	算出額 668	(1人割) (児童数)
預 金 利 子	1,752	28	1,724		360 × 806
雑 収 入	0	0	0	年額 算出額	= 290,160
合 計	4,062,041	4,473,323	△ 411,282	2,000 × 668	学校割 + 児童割
				= 1,336,000	122,000 + 290,160
					= 412,160

2. 歳出

△印は昨年度予算より減 (単位:円)

項 目	予 算 額	昨年度予算額	増減(△)額	内 容
運 営 費	運営委員会費	160,000	160,000	0 表彰慶弔費用・会議費等
	事務費	150,000	150,000	0 事務消耗品・印刷用紙代
	通信費	150,000	270,000	△ 120,000 公式ライン通信費・wi-fi使用料
	卒業記念品費 *1	53,200	140,000	△ 86,800 400円×卒業生133人
	保健衛生費	150,000	150,000	0 消耗品補助・手洗い消毒費
	負担金	50,000	68,792	△ 18,792 戸田市PTA連合会費等
活 動 費	課外教育活動費	400,000	550,000	△ 150,000 PTA主催、または学校・地域共催事業の費用、PTA新規企画、教職員PBL
	環境整備費 *2	350,000	300,000	50,000 トイレ清掃外注費、式典花代、清掃用具
	児童活動向上費 *3	800,000	450,000	350,000 児童給食着
	文化活動費 *4	90,000	60,000	30,000 入学式桜アート・卒業式フォトスポット製作費、科学実験教室、給食試食会
	広報活動費 *5	250,000	150,000	100,000 教職員紹介、さくら草デザイン料・印刷代、Canbaプロ使用料
	学級活動費	0	40,000	△ 40,000
	地区活動助成金	27,800	31,600	△ 3,800 地区助成金(200円×子ども会人数139人)
	PTA団体傷害保険	80,000	83,308	△ 3,308 PTA保険料
周 年 事 業 積 立 金		200,000	200,000	0 周年事業積立
次 年 度 準 備 金		1,000,000	1,000,000	0 次年度準備金(口座振替のための予備費含む)
新 校 舎 移 転 費 用		0	400,000	△ 400,000
予 備 費		151,041	269,623	△ 118,582
合 計		4,062,041	4,473,323	△ 411,282

予算額増減について

- *1 令和2年度より入学時にPTA加入可否の確認をするようになり、今年度の卒業学年よりPTA未加入家庭が増加しているため、卒業記念品費を市助成金より負担することにいたしました。助成金360円×卒業生人数およそ400円/人で予算を算出しています。
- *2 業者トイレ清掃費(東校舎)と保護者トイレ清掃を予定しているため、昨年度より予算を増額しました。
- *3 本年度、児童給食着の買い替えを検討しているため、予算を増額しました。
- *4 本年度、既に開催が決定している活動があるため、予算を増額しました。
(入学式桜アート、科学実験教室数回、給食試食会、卒業式フォトスポット制作)
- *5 本年度、広報誌さくら草(教職員紹介号)を業者発注するため、予算を増額しました。

令和 7 年度 会長・副会長・書記・会計・会計監査選考の結果

個人所法保護によりホームページ上では省略いたします

PTA 会則

第1章 名称と事務所

第1条 本会は戸田市立戸田第一小学校PTAと称し、事務所を学校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は民主教育の推進母体となり、学校教育の充実振興につとめ、会員相互の親善と修養を図る事を目的とする。

第3章 性格と方針

第3条 本会は次のような性格と方針に基づいて活動する。

- （1）本会は教育を本旨とする自主独立の任意団体であり、他の支配干渉を一切受けない。
- （2）本会は第2章の目的を達成するために活動するが、学校管理・教職人事の干渉はしない。※2
- （3）本会は第2章以外の活動をしたり、教育を本旨としない活動を目的とする団体との関係を持たない。※2

第4章 事業

第4条 本会は第2章の目的を達成するために次の事業を行なう。※2

- （1）教育上必要な諸行事の企画・諸会合の開催・研究調査・保健衛生 ※2
- （2）学校教育上必要な施設・設備・研究の助成 ※2
- （3）家庭教育上・社会教育の研究指導
- （4）児童・教職員・父母の慶弔 ※2
- （5）広報並びに機関紙の編集発行
- （6）その他本会の目的達成のために必要な事項

第5章 会員

第5条 本会の会員資格を有するのは児童の父母・保護者と本校職員とする。

第6章 役員・理事

第6条 本会に次の役員をおく。

- （1）会長1名
- （2）副会長（1名は教頭）・会計・書記・会計監査は数名 ※2
- （3）専門部部長1名・副部長2～4名（1名は教職員）・部員（別途定めた各部の人数）
・特別支援（まめの木）学級長 ※2※4
- （4）子ども会第一支部長 ※3
- （5）顧問若干名（1名は学校長）
- （6）学校教職員は本会の教職員役員とする。

第7条 本会役員・理事の選出方法は次の通りとする。※2

- （1）会長・副会長・書記・会計は会員の中から選考委員会で選出し、理事会で諮り推薦し、総会において承認する。※2
- （2）会計監査は役員以外の中から選考委員会で選出し、理事会で諮り推薦し、総会において承認する。※2
- （3）専門部の部員は、2年生から6年生の児童が在籍している会員の中から立候補により選出する。
※2 ※3 ※4 ※6
- （4）専門部の部長1名、副部長2名（1名は教職員）は部員の互選により決定する。
- （5）顧問は会長が依頼する。
- （6）理事は会長・副会長・書記・会計・専門部正副部長・子ども会第一支部長・戸一っ子サポーター代表とする。※2 ※3 ※4 ※6

第8条 本会理事の任務は次の通りとする。

- （1）会長は本会を代表し会務を統轄する。
- （2）副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。
- （3）書記・会計は会則の目的に沿い必要な業務を行う。※2
- （4）理事は理事会において各種事業を企画立案するとともに業務を分掌する。
- （5）専門部副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときは代理する。※2
- （6）子ども会第一支部長は支部の企画運営にあたる。※3
- （7）教職員幹事は本会各部に所属し、各部の企画にあたりと共に学級及び学年活動にあたる。
- （8）会計監査は本会の会計事務を監査する。
- （9）顧問は必要に応じて会務について助言を行う。

第9条 役員の任期は1年とし再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第7章 会議

第10条 会議は総会・新旧理事会・役員会・理事会・専門部会とし各長が招集する。※2 ※4

第11条 総会は本会最高の決議機関である。※2

第12条 総会は毎年1回開き、予算、決算、会則の改善・施行・廃止、事業計画等について、審議・承認を諮り、議決権の過半数を以て決議する。※2

第13条 総会は必要に応じて臨時に開くことができる。

第14条 新旧理事会は新旧理事で構成し、総会に次ぐ決議機関であって必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 役員より提出された原案の審議決定
- (2) 総会提出議案の審議
- (3) その他の必要事項

第15条 理事会は役員会の決定事項、業務を企画立案すると共に次の事業を行う。

- (1) 予算審議決算及び事業の立案を審議
- (2) 新旧理事により総会提出議案を審議
- (3) 緊急事項の処理
- (4) その他の必要事項

但し、決定事項に関しては会長がこれを執行し各自に委任する。

第16条 専門部会として次の6部をおく。

- (1) 総務部、文化部、補導部、広報部、厚生体育部、学級部。 ※4
- (2) 各部は第4章の目的に沿い、必要な事業等を行う。 ※2

第17条 学校長は前条の規定に関わらず随時、上記の会議に出席して意見を述べる事が出来る。

第8章 会計

第18条 本会の経費は会費、寄付金及び事業収益金を以てこれにあてる。

第19条 本会の会費は会員世帯単位とし月額200円とする。会費は年額2,400円を1回で6月末日までに納入のこと。しかし特例に於いて会費の負担を免除する場合がある。 ※2

第20条 本会の経費支出の承認についてはこれを附則に決める。

第21条 決算は毎年度末とし会計監査は学期毎にこれを行なう。

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

1. 本会則の施工に必要な準則は別にこれを定める。
2. 新執行部の選考委員会は、現会長・副会長（教頭）・専門部部長で構成し、委員長・副委員長は選考委員の中から選出することとする。但し、現会長・副会長（教頭）は除く。 ※2 ※3 ※4
3. 副会長・会計・書記・会計監査を選考する場合は、附則2に準じ新会長予定者も選考委員会に入ることができる。 ※4
4. 役員選出は、配布される「PTA役員選出について」に準ずる。
5. 本会の経費の支出の承認については次の通りとする。
 - (イ) 5,000円以上の場合は理由書を付し会長の承認を得、理事会に報告する。
 - (ロ) 5,000円未満の場合は会計の責任において支出する。
6. 会員の慶弔については、お祝い・お見舞金を出す。但し、その範囲及び金額については別に定める。
7. 本会則は昭和43年4月1日より施行する。
8. 本会の正・副会長は戸田市PTA連合会の理事となり、本会の会計・書記・専門部部長・副部長は戸田市PTA連合会の会員となる。

※1 平成25年度に於いて、全ての章・条・項の通し番号、段落等の見直し・改善を実施する。

※2 平成25年度に、一部会則の改訂・改善を実施する。

※3 平成27年度に、一部会則の改訂・改善を実施する。

※4 平成28年度に、一部会則の改訂・改善を実施する。

※5 令和元年度に、一部会則の改訂・改善を実施する。

※6 令和3年度に、一部会則の改訂・改善を実施する。

表彰・慶弔規定

1. 表彰規定

- (イ) 理事に対し、毎年度その協力に感謝状をおくる（昭和44年度理事より適用）。
- (ロ) 会長、副会長、学校長の転退職に際しては、感謝状・記念品をおくる。

2. 慶弔規定

- (イ) 児童の父母・児童・教職員死亡の場合は5,000円をおくる（教師は一親等とする）。
- (ロ) 教職員の転出・退職に対しては、勤続年数に関わらず餞別を一律おくる。※1
但し、校長・教頭については、その額を別に考慮する。
- (ハ) 教職員結婚の場合は5,000円をおくる（昭和54年3月16日より実施）。
- (ニ) 本会及び学校に特に深い関係のあった者の弔事には花環をおくる。
- (ホ) 児童・教職員及び会員のPTA活動中の事故による入院が2週間以上に亘る時は見舞金5,000円をおくる。
- (ヘ) 会員・教職員に火災等災害があった時は見舞金をおくる。

附記

- ※1 令和元年度に、一部会則の改訂を実施する。
この規定は、昭和45年度より実施する。

議案

〈令和 7 年度戸田第一小学校 PTA 会則改定について〉

◆提案理由

本会では、PTA 活動の円滑な運営と時代に即した体制づくりを目的として、会則の全面的な見直しを行います。以下の点を踏まえて、会則および細則の改定を提案いたします。

◆改定のポイント

- ・用語や表現を平易でわかりやすく整理
- ・組織・会議体系を簡潔化し、実務に即した構成へ変更
- ・選出方法を「選考委員会」方式に統一し、透明性を確保
- ・書面総会の規定を新設
- ・個人情報保護の観点から、専用章および規程にて管理体制を整備
- ・地区活動助成や慶弔対応等、実態に即した細則を整備

◆PTA 会則 新旧比較表(抜粋)

項目	現行会則(旧)	R7 会則(新)
構成・表現	複雑な構成(別紙参照)	平易で丁寧に整理
組織	専門部制	理事(サポーター)制
会費	年 2,400 円	年額 2,000 円に変更
書面総会	規定なし	手続明文化(新設)
個人情報	記載限定的	第 6 章+細則で明確化

※詳細は別紙「PTA 会則(案)」「PTA 細則(案)」をご参照ください。

施行日

本改定案は、令和 7 年 5 月13日より施行することとします。※総会承認後の日程

令和 7 年 5 月
戸田第一小学校 PTA

資料 1

PTA 会則 新旧比較表（現行版：R7 改定案）

項目	現行会則(旧)	R7 会則(新)
構成・表現	やや硬め・複雑な構造	平易で丁寧・章ごとに整理
目的	教育振興と家庭教育充実	学校支援・児童の健全育成と 会員の親睦
基本方針	「性格と方針」として記載	「基本方針」として表記統一
会員	児童の保護者・教職員	同様(変更なし)
組織	専門部制あり、部長選出制	理事(サポーター)制、組織を 簡略化
役員選出	専門部の互選など	選考委員会による選出、理事 会承認
会議構成	総会・役員会・専門部会など	総会・新旧役員会・役員会・理 事会で簡潔に
書面総会	規定なし	開催手続き・承認方法を明記 (新設)
校長の出席	個別記載あり	会議出席条項として整理(第 16 条)
会費	年 2,400 円(月 200 円)	年額 2,000 円に変更。免除 規定あり
会計年度・監査	同様に年度末決算・学期ご との監査	維持
個人情報	附則や文中で触れる程度	第 6 章として明文化。取扱規 程に委ねる
細則	附則内に含まれていた	第 7 章＋独立文書として整理
施行日	平成版	令和 7 年 5 月 13 日施行予 定

資料 2

戸田市立戸田第一小学校 PTA 会則（案）

『学校と家庭のかけ橋としての役割』

PTA（Parent-Teacher Association）は、保護者と教職員が協力して学校の運営や児童の学習環境を改善するための団体です。この会則は、PTA の目的、会員資格、組織構成、活動内容、会計処理などに関する基本的な規定を定めています。

第 1 章 総則

第 1 条 名称と事務所

本会は「戸田市立戸田第一小学校 PTA」と称し、事務所を戸田市立戸田第一小学校内に置きます。

第 2 条 目的

本会は、保護者と教職員が連携・協力しながら学校を支援し、児童の健全な育成を図るとともに、会員相互の親睦と交流を深めることを目的とします。

第 3 条 事業内容

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行います。

1. 保護者と教職員が協力して学校運営を支援する活動
2. 児童の健やかな成長と、安全で安心な学校生活を応援する活動
3. 児童がより良い環境で学べるように整えるための活動
4. 会員相互の親睦を図るための交流イベントの企画・実施
5. 児童・教職員・保護者に関する慶弔への対応
6. その他、本会の目的を達成するために必要な取り組み

第 4 条 基本方針

本会は、以下の基本的な考え方に基づいて活動します。

1. 本会は、教育の重要性を尊重する自主的な団体であり、外部からの干渉や支配を受けません。
2. 本会は、第 2 条に定める目的を実現するために活動しますが、学校の運営や教職員の人事等には関与しません。
3. 本会は、教育を目的としない団体や、第 2 条の目的に関係しない活動とは関わりを持ちません。

第 2 章 会員

第 5 条 会員資格

本会の会員は、戸田第一小学校に在籍する児童の保護者と教職員とします。

入会、退会は年度の途中でも可能です。

第3章 組織

第6条 役員

本会には、次の役員を置きます。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名（うち1名は教頭とします）
3. 会計・書記・会計監査 それぞれ若干名
4. 顧問 若干名（うち1名は学校長とします）

第7条 理事

本会には以下の理事を置きます。

1. PTA サポーター
2. 子ども会代表
3. ひびサポ代表
4. おやじの会代表
5. 学校教職員

第8条 役員・理事の選出方法

役員および理事は、次の方法で選出します。

1. 会長・副会長・書記・会計は、会員の中から選考委員会が選出し、理事会の承認を経て総会にて決定します。
2. 会計監査は、役員以外の会員から選考委員会が選出し、理事会の承認を経て総会にて決定します
3. PTA サポーターは、会員の中から立候補により選出します。
4. 顧問は、会長が依頼して委嘱します。

第9条 役員・理事の役割

役員および理事の主な役割は、次の通りとします。

1. 会長は、本会を代表し、全体の運営を統括します。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行します。
3. 会計は、本会の目的に沿って、収支の管理を含む会計業務を担当します。
4. 書記は、会議記録の作成や文書管理を行います。
5. 会計監査は、本会の会計業務について監査を行います。
6. 理事は、理事会において事業の企画・立案・実施を担い、役割分担のもと活動を行います。
7. 顧問は、必要に応じて会の運営に対して助言を行います。

第10条 役員・理事の任期

1. 役員および理事の任期は、いずれも1年間とし、再任を妨げません。
2. 任期途中で補充された場合は、前任者の残任期間とします。
3. 期中に選任された理事の任期も、当該年度末日までとします。

第4章 会議

第11条 会議

会議は総会・新旧理事会・役員会・理事会として各長が招集します。

第12条 総会

1. 総会は、本会における最高の議決機関とします。
2. 総会は年に1回開催し、予算、決算、会則の改正・制定・廃止、事業計画などの重要事項について審議・承認を行います。決議は、議決権を有する出席者の過半数の賛成により成立します。
3. 会長は必要に応じて、臨時総会を開催することができます。

第13条 書面総会の開催および承認手続き

1. 必要に応じて、総会は書面により開催することができます。
2. 書面総会では、議案および関連資料を、書面またはPTAホームページにて会員へ公開します。
3. 会員は、指定された期日までに、書面または電子メールで議決権を行使してください。
4. 期日までに反対の意思が示されなかった場合、その議案は承認されたものとみなします。
5. 反対の意思表示は、書面または電子メールにより行ってください。
6. 反対がなかった場合、役員会は議案が承認されたものとして手続きを進めます。
7. 書面総会での議決権の行使結果は、期日後に役員会が集計し、その結果を総会の決議として承認します。

第14条 新旧役員会

新旧役員会は、前年度および当年度の役員により構成され、総会に次ぐ議決機関として、必要に応じて以下の事項を行います。

1. 役員から提出された議案の審議および決定
2. 総会に提出する議案の審議
3. その他、必要と認められる事項の審議

第15条 役員会（本部役員会議）

1. 予算案・決算・事業計画等の立案について審議します。
2. 新旧役員とともに、総会に提出する議案を審議します。
3. 緊急の対応が必要な事項について審議・決定を行います。
4. その他、必要な事項について協議します。

第16条 理事会（サポーターミーティング）

1. 役員会で決定された事業の実施、および活動の企画・立案・実行を行います。
2. PTA 活動を円滑に進めるために、必要な細則の制定、改正および廃止を行うことができます。

第17条 校長の出席と意見表明

学校長は第11条から第15条に定める会議において必要に応じて出席し、意見を述べるすることができます。

第5章 会計

第18条 会費

1. 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金および事業による収益等をもって充てるものとします。
2. 会費は、会員の世帯を単位とし、入会時期にかかわらず、1世帯あたり年間2,000円とします。
ただし、災害等やむない理由があるときは会長の裁量により会費の納入を免除することができます。
3. 年度途中に転入された会員については、その年度の会費は徴収せず、翌年度より納入していただきます。
4. 年度途中で退会または転出された場合であっても、既納の会費は返金いたしません。

第19条 会計年度と監査

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了するものとします。
2. 決算は毎年度末に行い、会計監査は学期ごとに実施します。

第6章 個人情報保護

第20条 個人情報保護

本会は、会員およびその家族に関する個人情報について、個人情報保護法その他関係法令を遵守し、適正に取得、管理、利用するとともに、その漏えい、滅失または毀損の防止に努めるものとします。取得した個人情報は、PTA 活動の目的に限って使用し、本人の同意なく第三者に提供しないものとする。また、個人情報の取扱いに関する具体的な方針は、別途「個人情報取扱規程」に定める。

第7章 細則

第21条 細則

本会の運営に関する詳細な規定（例：役員の選出方法、慶弔規程、会議運営に関する規定等）は、別途定める細則に基づいて実施します。細則は、会則の範囲内で適用され、必要に応じて理事会で改正・制定されます。

附則

本会則は、2025年5月13日より施行します

資料 3

戸田市立戸田第一小学校 PTA 細則（案）

第 1 条 目的

この細則は、戸田第一小学校 PTA（以下「本会」）会則に基づき、本会の円滑な運営と実効性を高めるために必要な具体的事項を定めるものとする。

第 2 条 選考委員会

1. 選考委員会は、次年度の役員を選出することを目的とする。
2. 委員は、現役員会および現理事会のから選出する。
3. 委員長は、選考委員の中から互選により選出する。
4. 選考委員の任期は、委嘱された年度の 3 月末までとする。
5. 選考委員会は、候補者に対し適性・希望・活動実績等をふまえて選出を行い、理事会および総会にて承認を得る。
6. 委員は、会議内容および選出に関わる情報について守秘義務を負う。

第 3 条 地区活動助成金

1. 本会は、児童の健全な育成と地域活動の支援を目的として、子ども会に対し以下の助成を行います。
 - (1) 子ども会に所属する本校児童 1 人あたり、年間 200 円の助成金を支出します。
 - (2) 助成金の支出にあたっては、子ども会からの申請を必要とします。
 - (3) 助成の内容や金額については、必要に応じて役員会にて見直すことができます。

第 4 条 慶弔に関する取扱い

1. 本会は、児童・保護者・教職員および会員に対して、以下のような慶弔見舞いを行うものとします。
 - (1) 児童の保護者、児童本人、または教職員が亡くなられた場合には、香典として 5,000 円を贈ります（教職員については 1 親等の親族とみなします）。
 - (2) 教職員の転出または退職に際しては、勤続年数にかかわらず餞別を贈ります。ただし、校長および教頭については別途金額を考慮します。
 - (3) 本会または学校に対して特に深い関わりのあった方の弔事に際しては、花環または供花等を贈ります。
 - (4) 児童・教職員・会員が PTA 活動中の事故により、2 週間以上の入院を要した場合には、見舞金として 5,000 円を贈ります。
 - (5) 上記に該当しない場合でも、役員会の判断により必要に応じた対応を行うことができます。

第 5 条 その他

1. この細則の変更・修正は、理事会の審議を経て決定する。
2. 本細則は、会則と同等の効力を持ち、本会の活動に適用する。

附則

この細則は、令和 7 年 5 月 13 日より施行する。

資料 4

戸田市立戸田第一小学校 PTA 個人情報取扱規定（案）

第 1 条（目的）

この規定は、個人情報保護法（平成 29 年 5 月 30 日改正・施行）に基づき、PTA が保有する個人情報の適正な取扱いを定め、会員の権利と利益を守るとともに、PTA 活動の円滑な運営を図ることを目的とします。

第 2 条（管理責任者および取扱者）

1. 個人情報の管理責任者は、PTA 会長とします。
2. 個人情報の取扱者は、PTA 執行本部役員とします。

第 3 条（守秘義務）

管理者および取扱者は、職務上知り得た個人情報を第三者に漏らしたり、不適切な目的に使用したりしてはなりません。退任後も同様とします。

第 4 条（情報の収集と利用目的）

1. 個人情報を収集する際は、あらかじめその利用目的を明示し、必要に応じて本人の同意を得ます。
2. 学校から児童の名簿（クラス名簿を含む）を受け取ることはありません。
3. 取得した個人情報は、以下の目的に限り使用します。
 - (1) PTA 役員・理事名簿および ID カード等の作成
 - (2) 会費の集金および会計管理
 - (3) PTA 活動に関する連絡および資料送付

第 5 条（目的外利用の禁止）

PTA は、本人の同意がない限り、前条で定めた目的以外で個人情報を利用してはなりません。

第 6 条（保管・管理）

1. 個人情報は、鍵のかかる場所やパスワード保護された電子機器などで厳重に管理します。
2. 不要となった個人情報は、速やかに適切な方法で廃棄・削除します。

第 7 条（電子データの管理）

個人情報を保存する電子機器には、ウイルス対策ソフト等を導入し、安全に管理します。外部への送付時は、パスワードを設定するなど適切な対策を行います。

第 8 条（第三者提供の制限）

PTA は、次のいずれかに該当する場合を除き、本人の同意なく個人情報を第三者に提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命・身体・財産の保護が必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上や児童の健全育成の推進に必要な場合

- (4) 国または地方公共団体などの法令による事務への協力が必要な場合

第 9 条（提供記録の作成）

上記（第 8 条）を除き、本人の同意を得て個人情報を第三者に提供する場合は、以下の記録を作成・保管します。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供対象者の氏名
- (3) 提供情報の内容
- (4) 本人の同意取得の有無

第 10 条（開示・訂正・削除等の請求）

本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除の申し出があった場合は、法令に基づき速やかに対応します。

第 11 条（漏えい等への対応）

万一、個人情報の漏えいや紛失などが発生またはそのおそれがあるときは、速やかに PTA 会長（管理責任者）に報告し、必要な対応を取ります。

第 12 条（苦情の対応）

PTA は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速に対応します。

第 13 条（改正）

この規定は、役員会の議決を経て改正することができます。

家庭教育宣言

現代の子供たちを取り巻く環境は、様々な情報伝達ツールの発達により、必要性の是非に関わらず、流れ込む情報に翻弄されている状況です。

このような環境の中で、自立した人間形成、社会で生きていくコミュニケーション力、健全な心身をはぐくむ為の生存力を身に付ける為には、もう一度、これまでの家庭、学校、地域社会での教育のあり方を振り返り、協働して子供たちを育てることが重要です。その中でも家庭での教育、習慣は最も重要であると考えます。

戸田市公立学校PTA連合会では、子供たちへの家庭での教育、習慣を身に付ける為の基本的な指針を定め、家庭の中で実践することが大切だと考え、ここに「家庭教育宣言」をします。

~~~~~

### 1 子供の自主性を尊重して、自立した人間性を育みます

○すすんで挨拶・返事をさせます

### 2 他者への思いやりや優しさを大切にして、健全な心を育みます

○いじめを絶対にさせない、見逃さないようにさせます

### 3 社会の一員であることを自覚し、ルールを守る心を育みます

○すすんで家の手伝い、地域活動への参加をさせます

### 4 規律のある生活習慣・食生活で、健全な体を育みます

○早寝、早起き、朝食を習慣化させます

### 5 毎日の基本的な学習習慣で、<sup>たくま</sup>逞しく生きるための知を育みます

○家庭学習を習慣化させます

~~~~~

平成28年6月

戸田市公立学校PTA連合会